

県の重点施策

・

県と市町村との連携協力事項

県の重点施策・市町村との連携協力事項

1 総合政策部

- 1 次期宮崎県総合計画アクションプラン（素案）について P 1

2 総務部

- 1 県と市町村の人事交流等について P 2

3 総務部危機管理局

- 1 市町村長による危機管理の要諦－初動対応を中心として－（概要） P 5
2 災害救助法の適用及び事務委任の事前調整について P 6

4 福祉保健部

- 1 ひなたの出逢い・子育て応援運動について P 1 8

5 環境森林部

- 1 災害廃棄物処理に関する連携体制の強化について P 1 9
2 再造林の推進について P 2 0

6 商工観光労働部

- 1 スポーツキャンプ・合宿等の全県展開について P 2 1
2 「宮崎県人会世界大会」の開催について P 2 3

7 農政水産部

- 1 SSR運動の展開について P 2 5
2 地域資源を活用した「持続可能なみやざき農業」の実現に向けた取組 P 2 6

8 県土整備部

- 1 宮崎県自転車活用推進計画について P 2 7
2 木造建築物等地震対策加速化支援事業について P 2 8

9 企業局

- 1 市町村等の小水力発電導入について P 2 9

10 教育委員会

- 1 休日の部活動の段階的な地域移行について P 3 0

11 警察本部

- 1 サイバー空間の安全確保 P 3 1
2 子供の安全を守るための取組 P 3 2

12 一般財団法人 地域活性化センター

- 1 人材育成パッケージプログラムの御案内 P 3 4

次期宮崎県総合計画アクションプラン（素案）について

総合政策部

1 アクションプランに係るこれまでの検討状況

令和4年8月8日	総合計画審議会第3回専門部会
9月22日	長期ビジョン策定（議決）
10月以降	アクションプラン策定に向けた課題等の整理
令和5年1月21日	大学生との意見交換会
1月30日	総合計画審議会第4回専門部会
3月3日	2月県議会定例会常任委員会（アクションプラン骨子）
3月29日	第7回総合計画審議会・第5回専門部会合同会議（アクションプラン素案）
4月3日	パブリック・コメント（意見集約中）
～5月2日	
5月8日	県・市町村連携推進会議総会

2 アクションプラン素案

別冊資料のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年5月	第8回総合計画審議会（アクションプラン答申案） アクションプラン素案の県議会報告
6月	最終調整・答申 6月県議会定例会（アクションプラン議案提出）

次期宮崎県総合計画アクションプラン（素案）の概要

【アクションプラン策定の趣旨】

先般策定した長期ビジョンに掲げる令和22年（2040年）の目指す将来像の実現に向けて、宮崎県が令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間に重点的・優先的に取り組む施策を示す実行計画として策定する。

【アクションプランに掲げる5つの重点プログラム】

これまでの4年間の取組状況や長期ビジョン、知事の政策提案等を踏まえて、次の5つの重点プログラムを設定。

【長期ビジョン（令和4年9月策定）】

【基本理念】安心と希望の未来への展望

将来像1	将来像2	将来像3
一人ひとりが生き生きと活躍できる社会	安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会	力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会

未来に必要な5つの要素（キーワード）

持続可能性	デジタル・先端技術・イノベーション	
人材力	地域力	きずな・つながり

今後の方向性

1	人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持
2	くらしを支え、未来を拓く産業づくり
3	人生を豊かに過ごせる地域づくり
4	将来の人口安定化に向けた社会づくり

【次期アクションプランの構成】

I コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生

- 県民の命や健康を守る地域医療・福祉の充実
- 県民生活・地域経済の早期回復
- 魅力あふれる「観光みやざき」の創生

II 希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり

- 希望ある未来への挑戦
- 交通・物流ネットワークの維持・充実
- 命や暮らしを守る災害に強い県づくり
- スマートシティ
- ゼロカーボンシティ
- 未来技術の実証 など

III 「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍

- 子どもを生き育てやすい県づくり
- 未来を担う子どもたちの育成
- 一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共感・共生社会づくり
- 健康・学び・スポーツ・文化の充実

IV 社会減ゼロへの挑戦

- 若者・女性の県内就業・県内定着の促進
- みやざき回帰・県外からの移住の促進
- 安心して住み続けられる持続可能な地域づくり

V 力強い産業の創出・地域経済の活性化

- 産業を支える多様な人材の確保・育成
- 新産業の創出と地域経済の活性化
- 稼げる農林水産業への成長促進

県と市町村の人事交流等について

総務部

1 市町村との人事交流について

(1) 趣旨

市町村との相互理解、連携強化及び職員の資質向上を図るため、原則として相互に職員を派遣。

(2) 交流の状況

ア 令和5年度の状況

9市町13名（原則2年間）

（宮崎市3、都城市2、日南市1、小林市1、日向市2、串間市1、三股町1、高原町1、新富町1）

イ 平成25～令和4年度の状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
市町村数	9	10	10	10	12	12	13	11	13	8
職員数	9	10	13	15	15	15	17	15	18	14

ウ その他

県から市町村へ 西臼杵地域公立病院統合再編準備室長（西臼杵広域行政事務組合）1名
医師（自治医科大）14名

市町村から県へ 消防防災関係（消防保安課、防災救急航空センター、消防学校）12名
下水道関係（都市計画課）1名

2 市町村職員の実務研修制度について

(1) 概要

県では、昭和37年度に発足したこの実務研修制度を、市町村職員の資質の向上や市町村と県の連携強化等の観点から積極的に推進しており、毎年各市町村から多数の実務研修職員を受け入れている。

(2) 実務研修職員の受入状況

ア 令和5年度の状況

(ア) 16市町村 19名（原則1～2年間）

（宮崎市1、都城市3、延岡市2、日南市1、小林市1、日向市1、西都市1、えびの市1、高原町1、国富町1、新富町1、西米良村1、木城町1、川南町1、美郷町1、五ヶ瀬町1）

(イ) 配属先

市町村課8名、総合政策課1名、医療政策課2名、中央児童相談所1名、企業立地課2名、観光推進課^{スポーツ}推進室1名、東京事務所3名、大阪事務所1名

イ 平成25～令和4年度の状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
市町村数	16	17	15	16	14	14	12	13	15	16
職員数	17	21	20	18	17	17	16	17	19	20

3 個人住民税の徴収に係る併任人事交流等について

(1) 概要

平成 19 年度の所得税からの税源移譲後、重要となった個人住民税の徴収対策の一環として開始した制度で、県と市町村の徴収担当職員の併任人事交流により、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保と職員相互の徴収技術の向上を目的としている。

(2) 県と市町村の併任人事交流の状況（平成 19 年度から）

ア 令和 5 年度の状況

23 市町村実施予定

イ 平成 24～令和 4 年度の状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
市町村数	18	18	18	20	23	23	23	23	23	23	23
併任県職員数	138	147	115	129	160	122	116	119	114	110	108

(3) 市町村間の併任人事交流の状況（平成 26 年度から）

26 年度：高鍋町と新富町の間で県内初の実施

27 年度：高鍋町・新富町の 2 町に、木城町・川南町が加わって 4 町間で実施
（この 4 町間併任に、28 年度からは県（高鍋県税）も参画）

28 年度：県（小林県税）・小林市・えびの市・高原町が 4 者相互併任を開始

30 年度：県（延岡県税）・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町が 4 者相互併任を開始

元年度：県（宮崎県税）・国富町・綾町が 3 者相互併任を開始

(4) 市町村税徴収担当職員の研修について

① 概要

県及び市町村の租税収入の確保を図るため、平成 21 年度から県税及び市町村税の徴収担当職員を対象とした研修を実施している。令和元年度からは研修の内容及び回数を拡充し、4 月から 11 月まで計画的に研修を行うとともに、内容についても県と市町村で定期的に意見交換を行うなど、人材育成に努めている。

令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修内容の変更や開催の延期・中止等、研修計画の変更を余儀なくされたが、令和 4 年度はリモート等開催方法を工夫しながら、計画どおり実施した。

② 研修の内容について

ア 基礎研修

徴収業務経験の浅い職員を対象とし、基礎的な業務知識の習得を行う。

【令和 2 年度】計画 5 日間、実績 2 日間、92 名受講（県 21 名、市町村 71 名）

【令和 3 年度】計画 5 日間、実績 2 日間、104 名受講（県 25 名、市町村 79 名）

【令和 4 年度実績】5 日間、456 名受講（県 84 名、市町村 372 名）

イ 実務研修

難易度の高い滞納整理事案に対応するために必要な業務知識の習得を行う。

【令和 2 年度】計画 4 日間、実績 1 日間、42 名受講（県 17 名、市町村 25 名）

【令和 3 年度】計画 4 日間、実績 1 日間、48 名受講（県 12 名、市町村 36 名）

【令和 4 年度実績】4 日間、175 名受講（県 48 名 市町村 127 名）

ウ スキルアップ研修

実際の徴収現場を想定したロールプレイング、事例検討等の実践的な参加型研修を行い、滞納整理のスキルアップを図る。

【令和2年度・令和3年度】計画2日間、実績0日間（中止）

【令和4年度実績】2日間、23名受講（県4名 市町村19名）

エ マネジメント研修

人材育成、リスク対応等の考え方を学び、組織としての目標達成について考える。

【令和2年度・令和3年度】計画1日間、実績0日間（中止）

【令和4年度実績】1日間、41名受講（県9名、市町村31名、その他1名）

市町村長による危機管理の要諦-初動対応を中心として- (概要)

1 市町村長の責任・心構え

- (1) トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断(意思決定)する、⑤住民に呼びかける、の5点。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練できないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合(または発生が予想される場合)は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎(災害対策本部設置予定場所)に駆けつける。
- (2) 災害等が予想される場合には、即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、予め特別職の権限代行者(副市町村長等)を定め、周知しておく。平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は、権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制を予め確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそ、あらゆる手段を用いて情報を取りに行く。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難指示等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等の発令である。避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- (4) 避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

災害救助法の適用及び事務委任の事前調整について

1 災害救助法（以下「法」という。）の適用

(1) 法の目的

一定規模以上の災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

(2) 救助の実施主体

		市町村	都道府県
法を適用しない場合		救助の実施主体	救助の後方支援、総合調整
法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助	救助の実施主体
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体	救助事務の一部を市町村に委任可
	費用負担	費用負担なし	費用負担あり（国負担あり）

(3) 適用の種類と基準



	種類	基準
※1	法第2条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがあること ・国に災害対策本部が設置されていること ・当該本部の所管区域として本県が告示されていること
※2	法第2条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生していること
	施行令第1条第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・人口に応じた住家滅失世帯数があること
	〃 第2号	<ul style="list-style-type: none"> 〔 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失一世帯、 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失一の世帯 〕
	〃 第3号	
〃 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じていること ・多数の者が避難して継続的に救助を必要としていること ・食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要としていること <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【国が示す運用上の適用判断の要件】</p> <p>被災市町村に<u>災害対策本部が設置されていること</u></p> </div>	

2 事務委任の事前調整

法に基づく救助の実施主体は都道府県（法定受託事務）であるが、救助を迅速に行うために必要があると認められるときは、知事は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任することができる（法第13条）。

(1) 事前調整

事務委任の手続きは法適用後に行うが、発災直後にゼロから調整を行うことは極めて困難であることから、令和4年度に、県及び市町村で事前の調整を実施。

事前調整を行うことで、県・市町村ともに庁内の役割が明確になり、平時から救助事務についてより習熟できるため、法適用後の救助事務の効率化・迅速化が図られる。

(2) 委任事項の考え方

県	国（内閣府、国土交通省等）や日本赤十字社、警察、自衛隊等との調整が必要な事務又は広域的な調整が必要となる事務
市町村	市町村が平時から行っている業務や災害時に市町村が主動することが迅速な被災者応急救助に有効と想定される事務

※1 詳細は、別紙「委任一覧」のとおり

※2 実際の委任前に、各市町村へ再度確認を行う。

(別紙)

災害救助法第13条第1項に基づく事務の一部の委任について、下記のとおり市町村に委任する。
 なお、災害の態様・規模等に応じて、加筆・修正がある。

1. 避難所及び福祉避難所の設置等

実施項目	県の業務	市町村の業務	県所管課
・ 県・市町村の担当責任者の確定	○	○	危機管理課 福祉保健課
・ 内閣府への特別協議（民間のホテル・旅館等を避難所として開設すること等）	○		危機管理課
・ 避難所の開設・閉所		○	
・ 避難者名簿、救助実施記録日計票の作成及びその集計		○	
・ 避難所の開設期間中の維持及び管理		○	
・ 避難者の開設期間中の避難者数の把握		○	
・ 避難所の警備業務（警備業務の委託を含む）		○	
・ 避難所で使用する物品（エアコン、段ボールベッド、簡易便所、洗濯機、冷蔵庫）のリース契約又は購入契約（救助法適用後のものに限る。）	○	○	危機管理課
・ 避難所に必要な物資等の調達・払出、日々管理及びその集計		○	
・ 災害時要配慮者の福祉避難所への受け入れの斡旋、調整		○	
・ 急病人、傷病人の対応状況、調整、国・県・市町村への報告、救急への通報（トリアージを行って順番に整理）	○	○	危機管理課 医療政策課
・ 避難所への避難後の体調不良者への配慮（短期間でのホテル、旅館への受け入れ調整）	○ (県協定に基づくホテル受入調整)	○	危機管理課
・ 入浴の機会の確保（告知、人数、場所、時間など） (公衆浴場、スーパー銭湯、旅館、ホテル等の活用)		○	
・ 自治体からのお知らせの周知	○	○	危機管理課
・ 被災者からの相談窓口		○	
・ 粉ミルクや液体ミルクの配布、おしめの配布等		○	
・ 避難所と救護所との連携、相談、調整、病院や福祉避難所への斡旋等	○	○	危機管理課
・ DMAT、DPAT、JMAT等の受入・調整	○ (派遣調整)	○ (受入調整)	福祉保健部各 所管課
・ 救護所の設置		○	

2. 炊き出しその他による食品の給与

実施項目	県の業務	市町村の業務	県所管課
・ 県・市町村の担当責任者の確定	○	○	危機管理課
・ 内閣府への特別協議の実施	○		危機管理課
・ 備蓄食料の給与（救助法適用後）	○	○	危機管理課
・ 食料の調達（食用アレルギー用物資を含む。）	○	○	危機管理課
・ 調理を行う場合は、調理器具の設置、準備		○	
・ プロパンガスの燃料の補充		○	
・ アレルギー等の疾患者の把握、調整、報告、医師との調整	○	○	危機管理課
・ アレルギー等の疾患者への食事の提供		○	
・ 妊産婦や乳幼児への食事の提供		○	
・ 食料・お弁当の払出、日々管理及びその集計		○	

3. 飲料水の供給

実施項目	県の業務	市町村の業務	県所管課
・ 県・市町村の担当責任者の確定（関係部局への協力要請含む。）	○	○	衛生管理課
・ 給水車の手配（国、他県、民間からの借受、）	○	○	衛生管理課
・ 給水箇所の整理・把握及び報告（救助法適用後）		○	
・ 給水量の集計及び日々の管理・集計（救助法適用後）		○	
・ 給水袋の調達、配付、配付数の管理（救助法適用後）		○	

4. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

実施項目	県の業務	市町村の業務	県所管課
・ 県・市町村の担当責任者の確定（関係部局への協力要請含む。）	○	○	危機管理課
・ 床上浸水以上の住家戸数の把握 （救助者の概ねの数量の把握することで、品目の調達の見込とする。）		○	
・ 給与又は貸与品目の決定		○	
・ 特殊品目、実施期間、購入額に掛かる内閣府への特別協議	○		危機管理課
・ 販売・購入業者の決定（特命随契は避けること）		○	
・ 生活必需品の給与又は貸与に関する相談窓口の設置		○	
・ 各市町村の相談窓口連絡先を決定・報告		○	
・ 相談窓口の周知（停電であることを配慮した周知）	○	○	危機管理課
・ 申込用の様式の作成	○		危機管理課
・ 被災者からの申込、受領、納品予定日のお知らせ		○	
・ 発注、調達、給与、日々管理及び集計		○	
・ 販売・購入業者への支払（負担行為、支出）		○	

5. 学用品の給与

実施項目	県の業務	市町村の業務	県所管課
・ 県・市町村の担当責任者の確定（教育委員会、学校長への協力要請含む。）	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 給与又は貸与品目の決定（運動靴等は高額なものは避けること。）	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 特殊品目、実施期間、購入金額に掛かる内閣府への特別協議	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 販売・購入業者の決定	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 申込用の様式の作成、申込集計、発注、調達、給与、日々管理及び集計	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 各学校から保護者に対して周知	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 各学校における申込の受付、受領、品目等の確認	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 県・市町村における申込の受付、受領、品目等の確認	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 給与品の発注	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 給与品の配布 (配布の際は、保護者や生徒・児童に配慮すること。)	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 給与品の精算処理（負担行為・支払）	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課
・ 給与品の日々管理・集計表	○ (県立・私立学校)	○ (県立・私立学校を除く)	義務教育課 特別支援教育課 みやざき文化振興課

※ 宮崎県教育委員会では、県の業務のうち県立の業務を担当する。
みやざき文化振興課では、県の業務のうち私立の業務を担当する。

6. 障害物の除去（半壊又は床上浸水した住家が対象）

実施項目	県の業務	市町村の業務	県所管課
・ 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○	建築住宅課
・ 内閣府への特別協議	○		建築住宅課
・ 被害認定調査の実施		○	
・ リ災証明書の発行		○	
・ 必要戸数の確認		○	
・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置		○	
・ 被災者からの申込様式の作成	○		建築住宅課
・ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成	○		建築住宅課
・ 被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の障害物の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）		○	
・ 対応業者への業務内容の説明		○	
・ 業者の選定、見積依頼、業者提出の見積書の確認		○	
・ 被災者に対し、業者への障害物の除去依頼書の発行及び業者の発注依頼（請書の作成、交付）		○	
・ 業者に施行前の写真を必ず撮影させること		○	
・ 作業（障害物の除去実施）（業者に施行中の写真を必ず撮影させること。）		○	
・ 工事の完了確認（写真を必ず撮影すること。）、工事完了報告書の受領、検査調書の発行		○	
・ 受注業者からの請求書の受理		○	
・ 受注業者に対する負担行為・支払		○	
・ 実施内容の資料の保管・管理		○	
・ 除去した障害物の一時保管・処分に関すること		○	

7. 住宅の応急修理（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」で
 応急仮設住宅に入居していない方の住居が対象） ※倉庫や駐車場等は対象外

実施項目	県の業務	市町村の業務	県所管課
・ 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○	建築住宅課
・ 内閣府への特別協議の実施	○		建築住宅課
・ 被害認定調査の実施		○	
・ リ災証明書の発行		○	
・ 必要戸数の確認		○	
・ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 （障害物の除去と同一の相談窓口でも可）		○	
・ 被災者からの申込様式の作成	○		建築住宅課
・ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成	○		建築住宅課
・ 被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）		○	
・ 対応業者への業務内容の説明	○	○	建築住宅課
・ 業者の選定、見積依頼、業者提出の見積書の確認		○	
・ 被災者に対し、業者への住家の応急修理依頼書の発行及び業者の発注依頼（請書の作成、交付）		○	
・ 業者に施行前の写真を必ず撮影させること		○	
・ 作業（住家の応急修理実施）（業者に施行中の写真を必ず撮影させること。）		○	
・ 工事の完了確認（写真を必ず撮影すること。）、 工事完了報告書の受領、検査調書の発行		○	
・ 受注業者からの請求書の受理		○	
・ 受注業者に対する負担行為・支払		○	
・ 実施内容の資料の保管・管理		○	

8. 応急仮設住宅の供与（住宅が全壊した場合に2年間の供与が可能）

なお、就学や通学などの軽微な事情による住み替えは原則、認めていないことから応急仮設住宅を選定・供与する際は被災者の意向を十分に踏まえて選定を行うこと。

（1）建設型応急住宅の場合

実施項目	県の業務	市町村の業務	県所管課
・ 県・市町村の担当責任者の確定（住宅部局への協力要請含む。）	○	○	建築住宅課
・ 内閣府への特別協議の実施	○		建築住宅課
・ 被害認定調査の実施		○	
・ リ災証明書の発行		○	
・ 必要戸数の確認（福祉仮設住宅も含む）		○	
・ 応急仮設住宅（建設型）の建設地の選定・確保、配置計画図の準備		○	
・ 応急仮設住宅に関する相談窓口の設置（障害物の除去、住宅の応急修理と同一の相談窓口でも可）		○	
・ 不動産業者・企業等への協力要請（協定の有る無しに関わらず。）	○		建築住宅課
・ 不動産業者・企業等（金員の要件、契約方法や要件、手続方法等の決定）	○		建築住宅課
・ 要件を踏まえた、被災者からの申込様式の作成	○		建築住宅課
・ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成	○		建築住宅課
・ 工事の発注、契約、検査	○		建築住宅課
・ 被災者への応急仮設住宅の募集開始		○	
・ 被災者に意向確認（家族構成、高齢者・障害者の有無、通勤・通学の距離、ペット、駐車場など細かく確認すること）		○	
・ 被災者からの申込受付、受領、審査		○	
・ 鍵の受渡		○	
・ 被災者の入居の確認	○	○	建築住宅課
・ 入居者との使用賃借契約の締結		○	
・ 住宅の管理、退去事務		○	

(2) 賃貸型応急住宅の場合

実施項目	県の業務	市町村の業務	県所管課
・ 県・市町村の担当責任者の確定（住宅部局への協力要請含む。）	○	○	建築住宅課
・ 内閣府への特別協議の実施	○		建築住宅課
・ 被害認定調査の実施		○	
・ リ災証明書の発行		○	
・ 必要戸数の確認		○	
・ 応急仮設住宅（賃貸型）の家賃設定・決定（ちんたい協会等の関係団体に依頼して協力を得ること。）	○		建築住宅課
・ 応急仮設住宅に関する相談窓口の設置（障害物の除去、住宅の応急修理と同一の相談窓口でも可）		○	
・ 不動産業者・企業等への協力要請（協定の有る無しに関わらず。）	○		建築住宅課
・ 不動産業者・企業等（金員の要件、契約方法や要件、手続方法等）の決定	○		建築住宅課
・ 要件を踏まえた、被災者からの申込様式の作成	○		建築住宅課
・ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成	○		建築住宅課
・ 被災者が自ら探すのか、県・市町村が探すのかを決定	○		建築住宅課
・ 被災者への応急仮設住宅の募集開始		○	
・ 被災者に意向確認（家族構成、家賃額、高齢者・障害者の有無、通勤・通学の距離、ペット、駐車場など細かく確認すること）		○	
・ 被災者の意向確定（申込内容の確認）		○	
・ 被災者からの申込受付、受領、審査		○	
・ 損害（火災）保険の契約（包括保険契約）の締結準備	○		建築住宅課
・ ※コールセンター等が必要な場合はちんたい協会や不動産協会、宅建連等にも相談すること。（別途、費用発生）	○	○	建築住宅課
・ 業者の選定、物件の選定、3者による契約書案の作成・提示	○	○	建築住宅課
・ 被災者及び業者への契約書送付	○	○	建築住宅課
・ 鍵の受渡（確認）		○	
・ 賃料の負担行為・支払い	○		建築住宅課
・ 保険料の負担行為・支払い	○		建築住宅課
・ 仲介手数料の負担行為・支払い	○		建築住宅課

・被災者の入居の確認	○	○	建築住宅課
・住宅の退去事務	○	○	建築住宅課

ひなたの出会い・子育て応援運動について

福祉保健部

1 目的・背景

平成23年度より、社会全体で子どもと子育てを応援する機運の醸成を図る「未来みやざき子育て県民運動」を展開してきたところであるが、コロナ禍の影響もあり、出生数や婚姻数の急激な減少が見られるなど、希望どおりに家族を持ち、子育てをすることが難しい社会情勢となっている。

このため、同県民運動について、これまでの「子育て支援」に「出会い支援」を加えた「ひなたの出会い・子育て応援運動」に見直すこととした。

2 事業概要

若い世代を対象とした結婚機運の醸成を図るとともに、市町村や企業・団体が一体となった「ひなたの出会い・子育て応援運動」を展開し、結婚前から出産、子育てまでのライフステージに応じた切れ目のない多面的な支援の充実を図る。

3 連携をお願いしたい内容

(1) 意見交換会

応援運動を全県的に展開するための推進体制として、「応援運動推進会議」を設置し、「出会い応援部会」や「子育て応援部会」において幅広い意見を聴きたいと考えている。今後、市町村担当者や関係団体に出席を依頼することとしているので、御出席の上、現状や課題の共有、今後の取組についての意見交換等をお願いしたい。

(2) 情報発信

今年度、現行の県の子育て支援ポータルサイト「すくすくみやざき」や結婚支援ポータルサイト「えんむすびみやざき」をリニューアルし、利便性の向上や掲載情報の充実を行う予定である。

市町村にも入力権限を付与することとしているため、各市町村の支援策やイベント情報について、できるだけ最新の情報を掲載していただけるよう御協力いただきたい。

また、今後実施を予定している以下の応援運動推進事業について、関係団体や事業者、住民への周知をお願いしたい。

①推進大会（10月頃）

②出会い・子育て環境づくり支援事業補助金（団体・事業者対象。30万円上限で定額補助）

③ライフデザイン事業（学生・若手社員・夫婦対象）

④結婚機運醸成事業（学生婚活イベント企画コンテスト）

⑤ひなたのグループ婚活事業（グループ登録）

※⑤については、中山間地域でのグループ交流会も実施しており、市町村の予算負担なしに開催可能。御希望の市町村は御相談いただきたい。

災害廃棄物処理に関する連携体制の強化について

環境森林部

1 目的・背景

災害廃棄物は、短期間に大量のゴミが混合した状態で発生することから、仮置場の設置・運営など、通常のごみ処理とは異なる処理が必要になる。

また、大規模な災害においては、単独市町村での処理が困難になるケースも想定され、万一来に備え、近隣市町村での処理や民間委託をも含めた広域での処理体制を整えておく必要がある。

そのため、災害廃棄物の処理主体である市町村職員等の意識の向上や知識習得を図るとともに、県、市町村、関係団体等との連携体制を構築する。



2 市町村における連携協力体制の強化

(1) 災害廃棄物の早期処理に向けた、処理業者及び保健所との連携強化

(2) 大規模災害時の広域処理に向けた、各ブロック内市町村、関係団体及び県との連携強化

3 連携体制の強化に向けた県の取組内容

(1) 災害廃棄物処理対策ネットワーク会議の運営

- ・ 災害廃棄物対策に関して、県、市町村及び関係団体間の連携体制の強化を目的とした会議を運営し、平時から県、各ブロック内市町村、処理業者等との連携・協力体制、いわゆる「顔の見える関係」を構築する。
- ・ 市町村と処理業者等との調整役となるコーディネーターを配置する。

(2) 講習会・図上演習の実施

- ・ 被災自治体の経験を学ぶ講習会や県、市町村及び関係団体による発災時対応の図上演習を実施し、初動対応を含め、職員の対応力向上を図る。



(3) 市町村災害廃棄物処理計画等の改定支援

- ・ 市町村の計画や行動マニュアルの見直しに対し、専門家による支援を行う。

再造林の推進について

環境森林部

「持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立」のためには、「伐って・使って・すぐ植える」森林資源の循環利用の確立が不可欠である。

また、森林は2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた二酸化炭素吸収機能や、激甚化する自然災害の防止にも重要な役割を果たしており、再造林等の適正な森林整備を強化し、これらの森林が持つ公益的機能を一層発揮させる必要がある。

このような中、県内の再造林率は70%台に留まっていることから、「第八次宮崎県森林・林業長期計画」における目標80%を目指し、県・市町村が一層連携して、再造林の推進に取り組んでまいりたい。

【県内民有林の流域ごとの再造林率の推移】 (単位：%)

区分	五ヶ瀬川流域	耳川流域	一ツ瀬川流域	大淀川流域	広渡川流域	県計
R元年度	77	86	73	64	78	75
R2年度	71	92	71	55	79	72
R3年度	75	93	61	62	72	73
3カ年平均	74	90	69	60	76	73

1 県における推進について

令和5年度から次の3つの視点で新たに再造林強化対策に取り組むこととしている。

(1) 再造林の意識醸成及び推進体制の強化

- ・ 森林所有者等に対する相談窓口の周知などチラシ等による広報の強化
- ・ ひなたのチカラ林業経営者に関する新規登録等の相談対応や指導等の支援対策強化

(2) 造林作業を担う人材の確保・育成

- ・ 未経験者でも就業体験しやすい安全な造林作業のインターンシップの実施
- ・ 造林保育作業に従事する新規就業者の定着に取り組む事業体を支援

(3) 造林に取り組む事業体の育成

- ・ 再造林に取り組む事業体に対し、コスト増となっている経費を支援
- ・ 造林事業への参入に必要な安全衛生装備・装置の導入等を支援

2 市町村における推進について

次の(1)～(3)を活用した取組について一層の推進をお願いしたい。

(1) 森林経営計画制度

森林経営計画作成の推進および計画に基づく適切な森林整備の推進

(2) 森林経営管理制度

手入れが行き届いていない森林の適切な経営管理の推進

(3) 森林環境譲与税

地域の実情にあった活用の一層の推進

【県内市町村における活用例】

- ①再造林に向けた森林所有者への普及・啓発
- ②未植栽地の地拵え経費の支援など再造林に係る森林所有者負担の軽減
- ③省力化資材(スギコンテナ苗、防草シート等)経費の支援



森林資源の循環利用イメージ

※令和4年6月林野庁・総務省発出の取組例を参考にしていきたい。

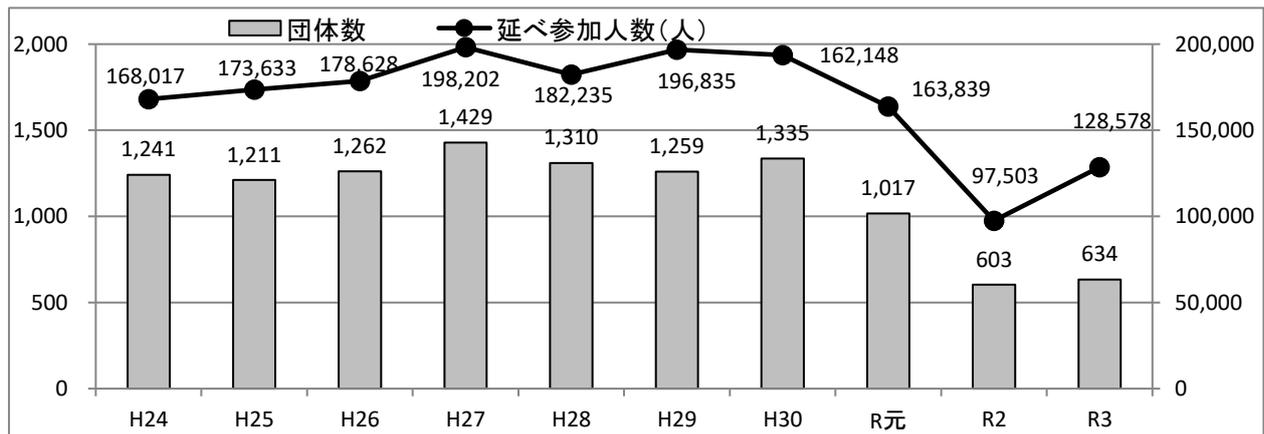
スポーツキャンプ・合宿等の全県展開について

商工観光労働部

1 県の取組

- 「スポーツランドみやざき」の新たな展開を図るため、令和5年4月に「宮崎県屋外型トレーニングセンター（アミノバイタル®トレーニングセンター宮崎）」を供用開始。センターの供用開始を契機とし、県内市町村への経済波及効果を図るとともに、スポーツキャンプ・合宿等の全県化、通年化、多種目化に取り組んでいる。
- 2027年（令和9年）に開催される国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に向けて整備を進めている体育館（延岡市）、陸上競技場（都城市）、プール（宮崎市）についても、施設完成後は、キャンプ・合宿はもとより、スポーツ大会などの誘致を推進していく予定。

【参考】過去10年間のスポーツキャンプ・合宿の推移



2 市町村との連携内容

(1) 市町村所管スポーツ施設・設備整備等への支援（予算 30,000 千円）

- ・ キャンプ・合宿受入施設・設備の整備や修繕・改修費、資機材購入費などを支援
- ・ 補助率 1/2、1/3（財政力指数により 10,000 千円が上限）

【過去の実績例】西都市 西都西地区運動場 投球練習場屋根設置工事（2,000 千円）

都農町 藤見公園陸上競技場 芝整備用ディープエアレーター購入（2,214 千円）

(2) 受入れ施設の維持管理技術強化への支援（6月上旬までには実施予定）

芝の維持管理など施設管理の強化のほか、施設運営のノウハウ等ソフト面を強化するための研修会を実施

(3) 誘致セミナーの開催（8月、10月を目途に実施予定）

関東、関西の都市部各2か所にセミナー会場を設置し、Jリーグやラグビーリーグワンの関係者を集め、アミノバイタル®トレーニングセンター宮崎をはじめ市町村所管のスポーツ施設を紹介するセミナーを開催

○「スポーツランドみやざき」に資する新たな県有施設

1 アミノバイタル®トレーニングセンター宮崎

- ① 位置 宮崎市山崎町浜山
- ② 仕様 サッカー・ラグビー場（天然芝）、
多目的グラウンド（400mトラック、
ハイブリッド芝）、クラブハウス、
室内練習場 等
- ③ 供用開始 令和5年4月
- ④ 管理運営 指定管理者（シーホース宮崎（※））による管理運営



※(株)馬原造園建設、フェニックスリゾート(株)、(株)MR Tアド

2 新宮崎県体育館

- ① 位置 延岡市大貫町
 - ② 仕様 メインアリーナ
バスケットコート2面
サブアリーナ
バスケットコート2面
 - ③ 完成 令和7年度中
- ※サブアリーナは令和5年7月完成予定



3 （仮称）新宮崎県陸上競技場

- ① 位置 都城市山之口町
- ② 仕様 地上4階、
メインスタンド7,000席程度、
バックスタンド4,500席程度、
北サイドスタンド1,750席程度、
南サイドスタンド1,750席程度
- ③ 完成 令和6年度中



※日本陸上競技連盟の第1種公認競技場

4 （仮称）新宮崎県プール

- ① 位置 宮崎市錦本町
- ② 仕様 地上3階
50mプール、25mプール、
屋外クライミングウォール、
屋内ボルダリング
- ③ 完成 令和6年度中



「宮崎県人会世界大会」の開催について

- 目的 国内外の宮崎県人会において、高齢化や世代交代により本県とのつながりが薄れていくことが懸念される中、県人会の活性化を図り、本県の更なるプロモーション展開の契機とするため、置県140年となる2023年(令和5年)に「宮崎県人会世界大会」を開催するもの。
- 日程 **2023年(令和5年)10月27日(金)～29日(日)**
- 会場 シーガイアコンベンションセンター ※27日のみ
- 内容 本県出身者やゆかりのある方が本県へ一堂に会し、ふるさと宮崎への想いを共有し、その魅力を再発見する。



[プログラム]

10月27日(金)	28日(土)～29日(日)
12:00～13:00 宮崎県人会長会議 宮崎県人会次世代会議	ふるさと巡りツアー
13:30～14:30 記念式典	
14:40～15:30 記念コンサート	
15:00～18:30 伝統文化体験コーナー 県産品PRブース設置	
18:30～20:30 歓迎レセプション	

大会キャッチコピー

つながろうひなたで つなげよう世界へ

大会の概要やPR動画等はこちら(県庁ホームページ) →



ふるさと宮崎の魅力再発見

**国内外の県人会の活性化 及び
県人会ネットワークを活用した「ひなたプロモーション」の展開**

①本県の認知度向上、②観光誘客、③県産品の販路拡大、④企業誘致、⑤移住・UIJターンの促進

Miyazaki Kenjinkai World Conference

宮崎県人会

つなごろうひなたで
つなげよう世界へ

宮崎県人会 世界大会

2023 10.27 金 ▶ 29 日

シーガイアコンベンションセンター



宮崎県人会世界大会実行委員会

事務局：宮崎県 国際・経済交流課
TEL 0985-44-2623

宮崎県人会世界大会



SSR運動の展開について

背景・目的

- 耕種部門の農業産出額は、平成6年の1,865億円をピークに減少に転じ、令和2年は1,170億円と、**毎年27億円規模（直近10年では16億円規模）で減少**を続けています。
- 耕種農業の生産力確保には、個々の経営体で**適正に所得が確保**され、拡大再生産が可能となり、そのために**必要な生産技術、生産環境、生産体制が最適化**されることが必要です。
- このことから、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画で掲げている「**耕種農業産出額100億円アップ**」の達成に向け、本県が目指す産地振興の方向や推進する施策の**基本的な考え方、重点的に実施する取組等を「品目別振興方針」として整理し、農業者へ幅広く伝わり理解醸成**が図れるよう、産地・品目・関係者が一体となって「**SSR運動**」の展開に取り組みます。

品目別振興方針（作成品目等）

①きゅうり、②ピーマン、③加工・業務用野菜（11品目）

産出額は、きゅうり:178億円、ピーマン:113億円、
露地野菜【いも類】かんしょ:64、さといも:28、ばれいしょ:7 計99億円、
【根菜類】だいこん:45、ごぼう:27、しょうが:16、にんじん:7 計95億円、
【葉菜類】ほうれんそう:23、キャベツ:11 計34億円

④水田農業

水稻の産出額は172億円、経営所得安定対策等交付額は99億円

12品目で計691億円

（耕種部門1,170億円の6割）

（経安まで含めると790億円）

※ 左記品目（①～④）を優先して作成し、手法を構築した上でマンゴーなど他の品目にも拡大

※ 現在、冬春きゅうり、冬春ピーマン、さといもの3品目を作成

（参考）農業産出額の推移（□が過去最高額、◇が過去最低額）

（単位：億円）

	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29	H30	R元	R2
全体	3,745	3,707	3,519	3,365	3,210	3,128	3,129	3,153	3,211	3,246	2,960	3,036	3,326	3,562	3,524	3,429	3,396	3,348
耕種	1,651	1,771	1,865	1,618	1,503	1,450	1,403	1,348	1,335	1,336	1,329	1,341	1,311	1,320	1,229	1,189	1,157	1,170
畜産	2,052	1,889	1,613	1,704	1,672	1,642	1,699	1,760	1,843	1,869	1,595	1,662	1,983	2,206	2,260	2,208	2,209	2,157

1,539

SSR・品目別振興方針（目的等）

耕種農業で産出額100億円アップ SSR運動

1,287億円へ

S

施設園芸の収量向上

【70億円アップ】

～品目の重点化と専作化～

S

水稻経営の規模拡大

【新たな地域営農システムの構築】

～生産コストの低減と高収益化～

R

露地園芸の作付拡大

【30億円アップ】

～分業化と計画化～

到達目標

促成きゅうりの反収

18 t

A層: 25 t

S層: 35 t

促成ピーマンの反収

11 t

A層: 18 t

S層: 22 t

取組の方向

- 経営の**デジタル化・スマート化**（農業者の経営戦略と産地のビジョンとの連動+指導人材の育成）
- 後継者、新規参入者の**確保・育成**による産地維持（トレセン+準備-開始型+ハード整備）
- **雇用労働力の確保**（経営体間連携・調整組織の深化、周年雇用事例分析）

到達目標

30ha以上の経営体

12 経営体

▶ 20 経営体

60kg当たり生産費

14,525円

経営体ごとに

▶ 2割削減

+平均反収の確保

取組の方向

- 農地**MSS強化**（マッチング、シャッフル、スタンバイ）と大区画化推進（提案方式）
- ほ場管理のデジタル化など経営全体の見える化、人材の育成（現場管理者クラス）
- **新たな地域営農システム構築（受入支援システム創出）**、ベストミックス実現

到達目標

耕種版インテグレーションに取り組む大規模経営体

4 経営体

▶ 10 経営体

産地加工能力

4.7万 t/年間

▶ 5.5万 t/年間

※主な加工事業者18社への聞き取り

取組の方向

- **重点品目・エリアの明確化、貯蔵・産地加工機能の強化**（加工施設整備計画の策定）
- **耕種版インテグレーション拡大**（分業体制の最適化、儲かる作付け提案、契約農家の拡大、通年作付計画の効率化）、**優良種苗の安定供給**
- **共同集荷・配送システムの構築**

地域資源を活用した「持続可能なみやざき農業」の実現に向けた取組

本県農業の課題

- 海外資源（燃油、化学肥料、家畜飼料等）に依存した生産構造
- 家畜排せつ物など地域資源の利活用が不十分

➡ 我が国有数の食料供給基地として、その持続性が懸念

G7宮崎農業大臣会合を契機として、官民連携による地域資源の新たな価値（イノベーション）の創出を通じ、持続可能な循環型農業の実現を目指す

～事業化を目指すプロジェクト（R5.4.30時点）～

③施設園芸における化学肥料から有機肥料への転換

- ・国内バイオマス由来原料から肥料成分を抽出し、化学肥料から有機液肥への転換による海外資源依存からの脱却

【R5.4.10】
連携協定締結（旭化成×JA宮崎経済連×県）

④家畜排せつ物由来の肥料利用拡大

- ・豚ふん堆肥ペレット入り混合肥料の本格生産と流通拡大
- ・堆肥に含まれるクロピラリド（生長阻害物質）分析体制の整備

⑤ピーマン収穫ロボットの早期実装

- ・ピーマン収穫ロボットの機能向上やロボットに適した栽培方法の開発による早期の現場実装

【R5.4.26】
連携協定締結（AGRIST×マクニカ×県）

①新たなバイオマスの産地化及び製品化

- ・バイオマス生産用ソルガム及び早成樹の産地化
- ・バイオマス燃料、アルコール原料、家畜飼料としての活用によるエネルギー創出

【R5.4.19】
連携協定締結（双日×県）

②家畜排せつ物等を活用した集中型バイオガス発電

- ・酪農、肉用牛の排せつ物を主体とした集中型バイオガス発電の事業化によるエネルギー自給

- ・バイオガス発電残渣の液肥商品化によるカスケード利用

【R5.4.17】
連携協定締結（新富町×バイオマスリサーチ×県）

今後、官民連携プラットフォームを構築し、地域資源活用による事業化を加速

宮崎県自転車活用推進計画について

県土整備部

平成29年に施行された自転車活用推進法を受け、県では、下記のとおり令和元年9月に宮崎県自転車活用推進計画を策定しました。
市町村におかれましても、市町村版自転車活用推進計画の策定など、自転車活用推進に関する積極的な取組をお願いします。

1 背景

- (1) 平成29年5月に自転車活用推進法が施行
- (2) 平成30年6月に国の自転車活用推進計画が閣議決定
- (3) 令和元年9月に宮崎県自転車活用推進計画を策定

2 宮崎県自転車活用推進計画の概要

- (1) 趣旨
自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本県の現状と課題を踏まえ、地域特性や地域資源を生かした目標や施策の方向性を示すものとする。
- (2) 計画期間
令和元年度から令和10年度までの10年間
- (3) 自転車活用推進計画の施策体系及び具体的な取組

目指す姿 『誰もが安全・快適に自転車を活用することができる
「自転車パラダイスみやざき！」の実現』

目標1 サイクルツーリズムの推進による観光振興と地域活性化
施策 地域の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進 等

目標2 自転車を利用しやすい都市環境の形成
施策 自転車通行空間の計画的な整備推進 等

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現
施策 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施 等

目標4 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進
施策 サイクルスポーツの推進 等

3 市町村版の計画策定の推進

宮崎市（R2.3）、えびの市（R3.3）が策定済

4 日南海岸における取組事例

風光明媚な日南海岸地域を縦走する国、県、市道等をサイクリングロードと位置付け、その利用を促進させるため、イベント等の企画や施設の整備により、自転車愛好者や観光客等の増加と利便性向上、さらに地域との交流による賑わいの創出を図ることを目的とし、日南海岸サイクルツーリズム協議会を設立

（日南海岸サイクルツーリズム協議会での主な取組）

- ・ 連続的な矢羽根設置（R4までに約42kmの整備が完了）
- ・ サイクルマップの作成（モデルルートとして10ルートを設定）
- ・ ツールド・南みやざきなどサイクルイベントの開催 等

木造建築物等地震対策加速化支援事業

県土整備部

阪神淡路大震災では、建物の倒壊により地震発生後わずか14分の中に多くの方が亡くなりました。また、住宅が倒壊・損壊すると、長期の避難生活を強いられるのみならず、公的支援に限られる中での住宅再建は容易ではありません。

昭和56年5月以前に着工した木造住宅のほとんどは耐震性が不足している恐れがあり、その所有者の多くは高齢者です。南海トラフ地震で想定される震度7の揺れによって倒壊する危険性があります。命と住み慣れた地域での生活を守るため、木造住宅の耐震化を進める必要があります。

市町村におかれましては、住宅所有者へのダイレクトメールの送付や耐震診断支援の活用など、地震対策の加速化に向けて積極的な取組をお願いします。

【事業の概要】

1 予算額 47,305千円

2 事業期間 令和3年度～令和5年度

3 事業内容

(1) 市町村に対する補助 (事業主体：市町村、補助率約1/4等)

①木造住宅の耐震化

事業の流れ () 内は開始年度、市町村数はR4実施市町村数

事業の流れ () 内は開始年度、市町村数はR4実施市町村数	市町村の事業概要
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">耐震性不明住宅の所有者へダイレクトメール送付</div>	○市町村はダイレクトメールを送付 (県は送付費用の一部を補助)
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">アドバイザー派遣 (H20～) 7市町</div> </div>	○診断前の相談等に専門家派遣
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">耐震診断支援 (H17～) 25市町村</div>	○診断費用を補助(最大13.6万円)
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">ローコスト工法アドバイザー派遣 (R3～) 3市町</div> </div>	○安価な改修工法・概算工事費を提案する専門家を派遣
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">改修工事総合支援 (H24～) 18市町</div>	○改修工事費用等を補助 (最大100万円かつ工事費の80%)
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↓</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">耐震化完了</div> </div>	※県は全ての項目に対して補助

②危険なブロック塀の除却・復旧支援 : 解体・復旧費用を補助

(2) 診断士養成講習会の開催、事業者の確保 (事業主体：県)

※国は令和12年までに耐震性がない住宅を概ね解消する目標

市町村等の小水力発電導入について

宮崎県企業局

1 市町村等への技術支援

企業局では、電気事業で培った経験やノウハウを活用し、市町村や土地改良区などが取り組む小水力発電の導入に対する技術支援を行っています。

○小水力発電導入可能性調査

小水力発電の導入を検討する市町村等から調査依頼を受けて、無償で企業局が現地調査を行い、経済性評価を行います。

○小水力発電導入に関する技術的助言

次の項目について、技術的助言や情報提供を行います。

- ・小水力発電設備の計画、設計、工事、維持管理
- ・関係法令（電気事業法、河川法、FIT法等）の手続き
- ・一般送配電事業者の送電線や配電線への接続に係る進め方
- ・小水力関連補助事業や固定価格買取制度等に関すること

※ 平成16年度から令和4年度にかけて、70地点の調査を実施しました。そのうち8地点が開発され発電を行っています。

小水力発電導入の意向等がある場合はお気軽にご相談ください。

小水力発電の技術支援事例(令和4年度実績)

企業局では、小水力発電開発の初期段階での技術支援を無償で行っています。



はたけなか

畑中地区小水力発電流量観測 (高千穂町)

高千穂町畑中地区で開発が進められている小水力発電所の流量観測を実施しています。

水位計を無償で設置し、一年を通した観測とデータの提供を行っています。



ひとつがおか

一ヶ岡下水道処理場水力発電可能性調査 (延岡市)

延岡市一ヶ岡下水道処理場において、消毒処理水を活用した小水力発電の可能性調査を実施しています。下水道処理場の施設形状や過去の処理水量等に基づき、発電型式や発電規模の選定、年間発電電力量の計算など経済性の評価を行います。

2 企業局の開発への取組

企業局では、令和5年度より、これまでの一般河川や農業用水といった小水力開発地点に加え、新たに県が管理する「砂防ダム」や「治山ダム」等の発電ポテンシャル調査及び有望地点の抽出を行います。



問合せ先 工務管理課 技術調整・企画担当
電話 (0985)26-9769

休日の部活動の段階的な地域移行について

宮崎県教育委員会

1 趣旨

- ・ 少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。
- ・ 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保する。
- ・ 生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現する。

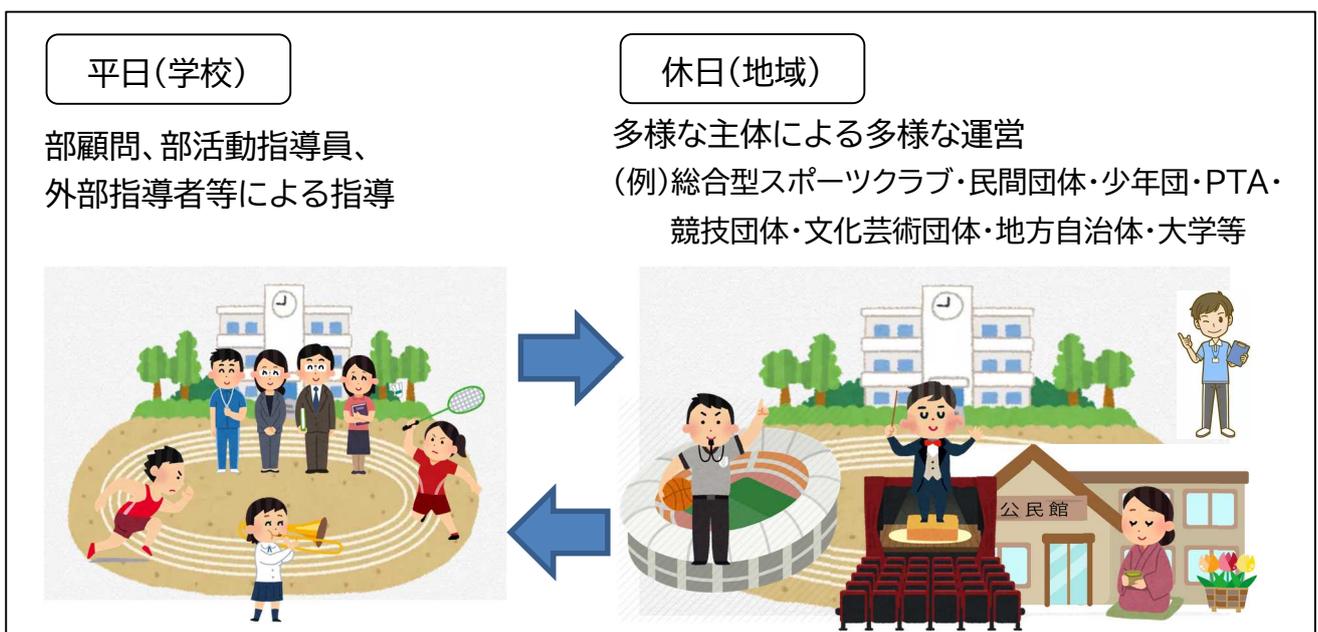
2 これまでの取組

- ・ 令和3年度から部活動の地域移行に向けたモデル事業に取り組んでおり、令和4年度は以下の学校で実践研究を実施
運動部：三松中、小林中、細野中(小林市)
文化部：旭中(延岡市)
- ・ 令和4年12月の国のガイドライン公表を受け、保護者や関係団体等の代表者で構成する検討委員会を開催、モデル事業の成果・課題等も踏まえ、県の方針や今後のスケジュール等について検討

3 今後の方針

- ・ 市町村と連携し、地域の実情に応じて、休日の部活動を段階的に地域へ移行
- ・ 部活動の地域移行に関する検討委員会を開催、国のガイドラインに基づく県方針を策定
- ・ 市町村の取組を支援するため、コーディネーターを配置

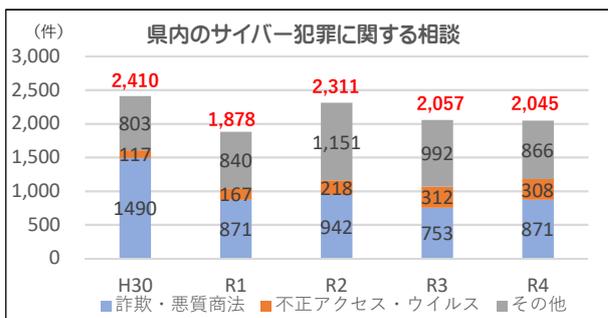
4 地域移行後のイメージ



1 現状

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、行政手続のオンライン化やテレワークの実施が進められ、業務や取引に関するデータをオンラインで取り扱う機会が増加したことで、今やサイバー空間は、全国民が参画し、重要な社会経済活動を営む公共空間となっている。

ランサムウェアによる被害拡大や不正アクセスによる情報流出、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃など、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。



※ 相談件数は **高止まり傾向**

【特徴】

- ・ 詐欺、悪質商法に関する相談が最多
- ・ 不正アクセス(アカウント乗っ取り) ウイルスに関する相談が増加

2 課題

- 県民のサイバー犯罪被害防止に対する意識の向上
- 積極的な情報発信による被害未然防止対策の推進
- 官民連携の推進

3 警察と市町村との連携・取組

- サイバー犯罪被害防止情報等の情報共有
県、警察、MiCS (ミックス：宮崎県企業・警察サイバーセキュリティ連携協議会) との連携協定に基づき、警察等が把握した被害防止に資する最新の情報が、県を通じて市町村にも共有される仕組みを構築している。

【共有される情報】

最新手口情報

- ・ Emotet感染手口情報
- ・ ランサムウェア感染手口情報
- ・ VPN機器、リモートデスクトップサービスに関するぜい弱性情報

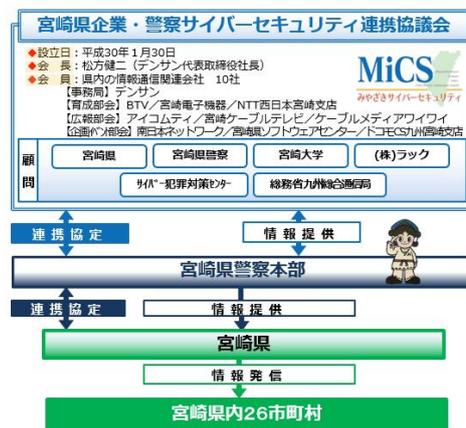
被害発生情報

- ・ フィッシングサイトによる被害情報
- ・ 偽サイト・詐欺サイトによる被害情報
- ・ なりすましメールによる被害情報

など

警察から県に対して情報共有を行い、その情報が県内26市町村に対しても共有されますので、住民への提供をお願いします。

※ 今後、県・市町村教育委員会に対しても情報提供を行い、学校等にも共有されるよう取組を拡大予定です。



MiCS (ミックス)

情報通信関連会社10社で構成される民間主導の協議会で、会員相互と警察が連携し、各種情報の交換や防犯意識の普及など、サイバー空間の安全確保を目的とした活動を展開

【問合せ先】

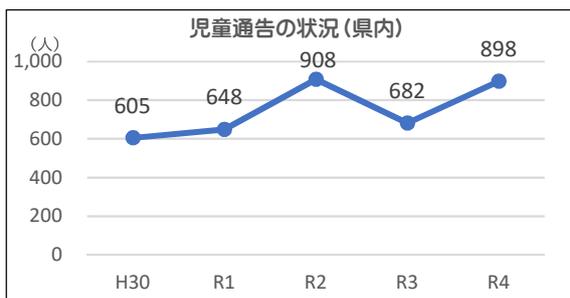
宮崎県警察本部 代表電話 0985 (31) 0110

- サイバー犯罪対策課(企画指導) 内線 3472

児童虐待防止対策

1 現状

- 児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難であるなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高い。
- 全国的に重大な児童虐待事件が発生している現状を踏まえ、子ども家庭庁の設置をはじめとして、政府一丸となった児童虐待防止対策が進められている。
- 県内においては、平成29年以降、児童相談所に対して虐待の疑いのある児童の通告が急増しており、通告児童数は高止まり傾向が続いている。



【特徴】

- ・ 心理的虐待(面前DV)による通告が多く、全体の6~7割を占めている。
- ※ 面前DV ~ 子供に著しい心理的外傷を与える言動等を行うこと。

2 課題

- 端緒情報の把握と被害児童の早期発見・保護
- 関係者との合同訓練等の実施による対応力の向上

3 警察と市町村との連携・取組

- 児童虐待対応合同訓練の実施
警察、市町村(子育て支援課等)及び児童相談所(中央、都城、延岡)の担当者による相互の連携強化と児童虐待事案への対応能力の向上を目的とした合同訓練を、毎年(令和4年は9月~11月)、実施している。
- 要保護児童対策地域協議会による連携
警察、市町村、保健機関、児童相談所、学校等で構成され、要保護児童等に係る情報の共有や関係機関相互の役割を明確にするなどして連携を強化している。
- 学校との児童虐待に関する情報の共有
学校・警察相互連絡制度に基づき、児童の犯罪被害に関して連携が必要な事案の情報を相互に共有して連携を強化している。



【児童虐待対応合同訓練(想定訓練)】

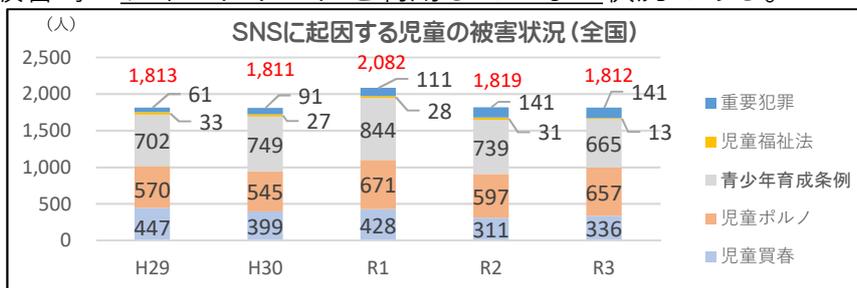
SNSに起因する被害防止対策

1 現状

- SNSは、インターネットの匿名性や不特定多数の者に対して瞬時に連絡を取ることができる特性から、児童ポルノ事犯等の違法行為の「場」となっている状況がうかがえる。
- SNSに起因する事犯に端を発して、未成年者略取・誘拐や監禁等の事案に発展するおそれがある。
- 被害児童のうち約9割が被害時にフィルタリングを利用していない状況である。

【特徴】

- ・ 児童ポルノ(裸画像の送付など)が約3割
- ・ 青少年育成条例違反(みだらな性行為等)が約4割



2 課題

- 保護者の被害防止意識の高揚
- 児童に対する教育機会の確保
- 端緒情報の把握と被害児童の早期発見・保護



【サイバーセキュリティカレッジの実施】

3 警察と市町村との連携・取組

- 学校と連携した児童への教育
警察官が学校に赴き、「情報モラル教室」や「サイバーセキュリティカレッジ」を開催して、スマートフォン等の適正利用やSNS利用に潜む危険などに関する啓発活動を実施している。
- 学校との被害情報等の共有
学校・警察相互連絡制度に基づき、児童の問題行動や犯罪被害に関して連携が必要な事案の情報を相互に共有して連携を強化している。
- フィルタリングの普及啓発
県、市町村・学校等に対して、フィルタリングの普及促進に関する啓発情報を発信し、住民・保護者への情報提供を依頼している。



【啓発用ポスター】

自転車盗防止対策

1 現状

- 令和4年中に県内で発生した自転車盗の件数は、令和3年と比較して大きく増加し、全刑法犯に占める自転車盗の割合は約3割となっている。
- 被害者の内訳は、小・中・高校生が約5割を占めている。
- 約7割が無施錠で被害に遭っている。

自転車盗被害件数： 983件 (+196件) 無施錠被害率： 73.2%

2 課題

- 自転車利用者の施錠意識（二重ロック）の高揚
- 盗難多発場所（駅駐輪場やその周辺）の防犯カメラの新設（増設）



3 警察と市町村との連携・取組

- 学校等との連携
 - ・ 自転車盗難防止モデル校制度による啓発活動を実施している。
（県内指定状況：中学校24校、高校23校）
 - ・ 県、市町村教育委員会と連携し、駅駐輪場などの自転車の施錠状況を点検し、無施錠自転車については学校に連絡するなどして生徒への指導を実施している。
- 地域安全情報等の発信
県、市町村、地域安全関連団体等に対して、犯罪被害防止に関する地域安全情報を発信し、住民への情報提供を依頼している。



【モデル校指定書交付式】



【駐輪場における施錠状況点検】

【問合せ先】

宮崎県警察本部 代表電話 0985(31)0110

- 児童虐待防止対策 ~ 人身安全対策課(児童虐待防止対策) 内線 3232
- SNSに起因する被害防止対策 ~ 生活安全少年課(少年対策) 内線 3072
- 自転車盗防止対策 ~ 生活安全少年課(地域安全) 内線 3022

(一財)地域活性化センター 人材育成パッケージプログラム の御案内

地域の特徴を生かした自立的で魅力あふれる地域づくりを進めるためには、広く多様なノウハウや知識を獲得し、横にネットワークを広げていく人材（イノベーター、地方創生人材）が求められています。地域活性化センターでは、各自治体の希望や予算に応じてカスタマイズしたプログラムを構築します。

1 人材育成パッケージプログラムの特徴

- ① 連携協定を締結し協働で人材育成事業を実施
連携協定に基づき関係部局と協働で、地域の現状や必要性に応じたプログラムを企画・立案・実施します。
- ② 知を探求し、人や地域をつなげる能力の獲得・向上
研究者・実践者からなる多様な分野の講師による講義や、参加者同士の議論・共同作業を通じて地方創生を担う人材を育成します。
- ③ 予算に応じたプログラムを構成
自治体の関係部門と密接に連携し、地域の現状や必要性に応じたプログラムを企画・立案・実施します。
- ④ 地域住民や企業など自治体職員以外も対象
自治体職員のみならず、地域住民・関係団体や企業の職員とともに受講できる講座や地域課題に関するワークショップなども設けることができます。
- ⑤ 複数の自治体による共同実施も可能
定住自立圏などの広域圏や、複数の自治体が連携して実施することが可能です。

2 導入にあたって

プログラムを組み立てるために自治体の現状や地方創生に必要な人材像について協議する際には、多様な主体の参加が求められます。そこで、人材育成部門のみならず地方創生担当部門等も交えて協議します。

導入プロセス

相談・導入検討
現状や課題を協議



企画・立案
プログラムを構築



実施

3 プログラムの内容

- ① 現地開催セミナー
地域づくりの実情に精通した専門性の高い講師を派遣し、自治体のニーズに応じたプログラムを実施します。講義だけでなく、グループワークなどを取り入れることで、学びを深めていきます。
- ② 東京・他地域のセミナーなどへの参加
 - 地方創生セミナー 東京開催・年15回程度（各1～2日間）※ オンライン受講可
 - 地方創生実践塾 地方開催・年10回程度（各2～3日間）
 - 全国地域リーダー養成塾 東京及びその近郊・3～4日間の研修を年間7回・修了レポート作成

[第34期 全国地域リーダー養成塾カリキュラム（例）]

 - ・ 地域をとりまく時代の潮流 西村 幸夫塾長 國學院大學新学部設置準備室長・教授、東京大学名誉教授
地域文化を活かしたまちづくり、観光による地域活性化
 - ・ 自治体の政策形成と連携・交流、地域の価値を高める景観・都市デザイン戦略
地域コミュニティへの自治体職員の関わり方、地域活性化のための情報化戦略、自治体の政策形成と連携・交流、地域の価値を高める景観・都市デザイン戦略 等
 - ・ 多様な主体による観光まちづくり 米田 誠司 國學院大學教授 他
都市の読み取り方、多様な主体による観光まちづくり、人が集まるセミナー企画とチラシの作り方、分権時代の行政運営の方法、地域活性化におけるマーケティングの考え方、コミュニティビジネス 等
 - ・ 農山村地域の振興と担い手づくり 函師 直也 法政大学教授 他
農山村地域の振興と担い手づくり、男女共同参画時代の地域づくり、地域コミュニティの再生 等
 - ・ 食を活かしたまちづくり 田村 秀 長野県立大学教授 他
食を活かしたまちづくり、地方財政の現状と課題、移住・交流による地域活性化、ファシリテーション研修 等

※ 市町村は、地方創生人材を育成するための具体的な実行計画（アクションプラン）を策定し、地方創生人材育成伴走型支援事業に採択されると、最長3年間、年150万円以内を上限とした助成が受けられます。

【お問合せ先】

一般財団法人地域活性化センター 総務企画部 企画グループ
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-3-4日本橋プラザビル13階
TEL : 03-5202-6134 E-mail : newb-r3@jcrd.jp